

(3) 小学校における 指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）

【実施時期】

平成27年4月から（入学時のみ）

【希望できる方】

区内小学校に入学する方（全校区）

【適用条件】

自宅玄関から住所地により指定される通学区域校^{*3}の正門までの直線距離が概ね400m以上^{*4}あり、通学区域校よりも近くに別の学校がある場合（ただし、区内に限ります）

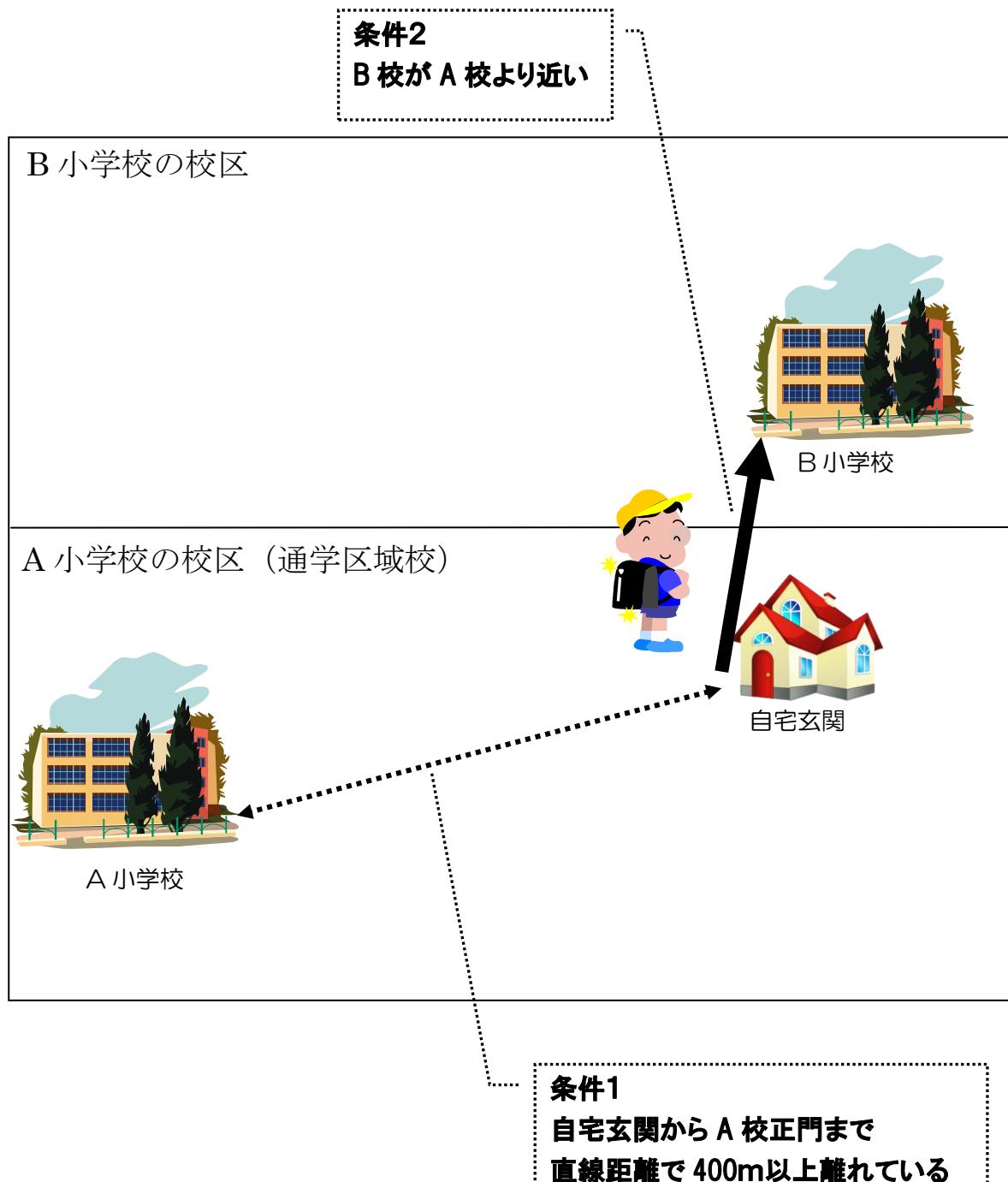
なお、障がいのあるお子さんの通学などで安全に特に配慮を要する等の場合は、別途優先制度を活用できることがありますので、区役所窓口サービス課（就学事務担当）にご相談ください。

* 指定校変更要件はP17〔資料2〕をご参照ください。

ご注意ください！

- ① 新入学時のみ希望できます。（希望は第1希望のみ可能）
- ① 通学区域校とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入可能人数^{*2}を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校に就学していただきます。
- ① 自転車通学はできません。

図2 小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）の制度概要





小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）について よくある質問とその回答

Q 1. 当要件を適用して通学区域校ではない小学校に通学した場合、中学校へ進学する際にはどこが進学先になるのか？

住所地により指定される（本来の）通学区域校である小学校の進学先の中学校になります。

その中学校が、現在通学している小学校の進学先と異なる場合は、学校選択制や指定校変更基準を適用して、別の中学校を希望することは可能です。その場合も、各学校で設定される受入れ可能枠を超えた希望があった場合は、希望者の中で抽選となります。

「全市統一の指定校変更基準」の適用を受けている場合は、引き続き同基準を適用して進学先を変更できる場合があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q 2. 条件を満たす学校が2つ以上ある場合はどうなるのか？

どちらの学校でも希望可能です。通学の安全等を考慮し、保護者の方が適切にご判断ください。

Q 3. 外国籍だが制度は利用できるのか？

生野区に住民登録がある方であればどなたでも指定校変更基準や学校選択制の適用対象となります。外国籍住民の方は、小学校に入学予定の前年度の9月頃に送付する「入学申請書」を区役所にご提出いただく必要があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。